

参考（二月四日布セテ）  
行政整理に際して

（郵政省）

一、終戦以来、福國再建を目指して八千万国民は文字通り荆の道を敢闘し続けて来たのであるが、今や經濟九原則完遂の一点に民族復興の将来を賭け全力を傾注すべき段階に直面するに到つた。

この時にあたり、政府は、日本經濟再建の基礎作業として何人の手によつてか、何時の日にか必ずや実施せられなければならぬ歴史的難題である行政整理を断行することを決意し先般來、着々所要の準備を進め來つたのである。

終戦満四周年の日を数日の後に控えて、今茲に通信部内についても政府の基本方針に沿い、人員整理を実行することとなつたことは洵に感慨無量である。

うに日本の國情は敗戦によつて非常な變貌を示し、範囲は五七%に縮少、工業生産力も戰前の七十%に減退したのに拘わらず、ひとり、行政事務にたずさわる公務員のみが依然として其の数を減少しないことは、一般國民の負担を過重ならしめる大きな原因の一つであるといわねばならない。

政府は今回の行政整理によつて、約二百億円（本年度は約七十億円）乃至二百五十億円の節減を図り、この節減によつて得た金額の大部分を國民負担の軽減に充當し、國民生活を逐次安定せしめようとするものである。

我が國は、過去の軍國主義又は帝國主義思想から脱却して、平和な文化國家の建設に邁進しつつあるのであり、軍人から文人へ、軍需産業から平和産業に、孤立閉鎖經濟から國際貿易經濟に今や一大轉換をなし轉換しつつある。

のようを見地に立つて、本次行政整理を理解するならば、それは國家再建途上における必然的な國民の配置轉換とも考へべきものである。

三、今回の行政整理は、去る第五國会に於て慎重審議をなした上で成立した「行政機關職員定員法」に基いて実施される所謂國策の一つである。

從つて整理の対象となる職員諸君は總べてこの國策の尊い犠牲者である。

故に整理に当つては、

(1) 懸牲を最少限度に止めることに全力を傾注した。

即ち、両省の新定員は本年三月一日現在の予算定員より約四万八千人削減せられたのであるが、本年二月以來新規採用を嚴重差止め、整理による退職者を最少限度に止むる等の措置を講じた結果、果に三百餘人の懸牲者を未然に防ぎ僅か一万数十人の整理に止め得ることが出来たのである。

勿論これら措置の生みだした成果こそは職員諸君が理解ある協力を奉げた賜であることを特に附言しなければならない。

(2) 退職者を深やかに再就職せしむるよう適切万全の措置を講ずる。

今次行政整理が前述の通り、國家再建途上の必然的配置轉換であることに鑑み、退職者は國民經濟の要請する新しい職場に速かに復帰するよう、凡ゆる政策が施されねばならない。

政府全般としての適切な失業対策が計画されてゐることは勿論であるが、特に郵政、電通河省では左の各措置を講ずることにした。

(1) 各地方局所在地に就職斡旋委員会を設けて極力退職者の再就職を促進する。

(2) 両省業務に關係ある諸方面に新らしい職場を開拓しこれに退職者を吸収すべく努力する。

(3) 今後二年間欠員補充等の場合には能う限り優先的に退職者の中から採用する。

四、以上述べた如く今回の行政整理に當つては、避くべからざる現実に對して許される限り最善の方途を見出だすべく、内外凡ゆる角度から慎重に考慮検討を加えて其の実行に臨んだのである。

ここに愈々整理を実施するに當り、私は新らしい職場に進む退職者諸君に対して衷心より其の勇健を祈ると共に、部内職員は勿論のこと、汎く国民各方面の理解ある協力を希うて止まぬものである。

参考ノート（全員に配布せず）

整理の方針について

（郵政  
電気）

一、今回の行政整理は、我が國官庁組織に対する世論の要望にも聽き財政上の均衡と國民負担の軽減を図る爲、是非これを断行せざるを得ないのであるが、郵政事業、電気通信事業の分野に於いても事業の合理化、再建の爲、之を實行せざるを得ないことは周知の事實である。而して整理方針の如何は、両事業部内職員各位に極めて重大な關係があるので、両事業の運営にも重大な影響を與えるものと考えらるるので、この際行政整理の必要性及びその方針につき若干の説明を加えもつて整理の衝に當る者及び一般職員の正しく理解と協力を得て整理の円滑なる解決を図らんとするものである。

二、今回の行政整理は昭和二十四年法律第一二六号「行政機関職員定員法」に基くものであつて、去る第五國會に於て重要法案中の重要法案として慎重審議の上成立したものである。

從つて行政整理は一部の者の言ふ如く、單に政府の一方的政策として之を強行するのではなく、國會從つて國民の要望に應えて之を決定實施するものである。

而して郵政事業及び電気通信事業に於ける定員は郵政省に於いて二六〇、一六五五人、電気通信省に於いて六四三、七三三人であり、この新定員に対する過剰人員は定員法附則第三項に依れば本年九月末までに逐次縮減すべきであるが、公衆の輿望にも應え事業の運営を一日も速かに合理的、企業的なものにしなければならぬので、この觀点から出来るだけ早い機會に之を行うこととした次第である。

三、さて両事業に於ける本年度予算の現況についてあるが、これは昨年末以来のマ元助及びドッケ聲明によつて公表せられ太經濟安定九原則に即應し、均衡財政の線に沿つて編成されたものである。

即ち昨年度に於ては歳入の不足分六十億円は一般會計よりの繰入れによつて賄つていただいたのであるが、本年度予算是特別會計に在つては外部からの補助を一切受けないのみならず一般會計に於ても均衡財政の角度から極めて嚴重な制約を受けたのである。

従つて兩事業共物件費、人件費を極力削減して行かねばならず特に経費中重要部分を占むる人件費の節約の如きは、自主經濟確立の趣にも是非實行せざるを得ないのである。四、郵政、電通當局としては、これ等諸般の客觀情勢並に事業に内在する要請よりして行政整理の避くべからざるを夙に認識し、謹め行政整理に当り犠牲者を最少限に止むべく凡ゆる対策を講じて參つたのである。即ち人件費預算の編成に当たりても極力これが節減に専め、整理人員の縮減を期すには勿論、定員の充足についても本年二月末以来、新規採用を嚴重に差止めて整理による出血を最少限に止むるの措置を講

むるヒ失に整理の基準についても一定の條件を具備する者については、これを定員外に置くため休職と稱し得る途を拓いたのである。

乍ら止むを得ず整理をせられた從業員諸君に対しては、職員援護対策を樹立し、就職斡旋その他の援護を専すべく月

下準備中である。

五、以上の次第であるから、今回整理の實施に當つては出来るだけ希望退職を多く募つたり、又實質的な犠牲を少くすることに極力努めたのであるが、然もなお相當多數の者についてはその意に反して職を去つて貰わねばならなくなつたのである。

これ等の者の選擇については今回の整理目的が前述のように積極的意図を持つてゐる点にも鑑み、勧善振りの優秀な職員々との他通信事業再建上余人を以つて代え難いような職員は残つて貰わなければならぬので、車に年今とかいうことのみを基準とする譯には行かないのである。即ち公務員としての資質

次いでは事業の再建上必要とする職員の技能、知識、肉体的諸條件特に通信事業の業務に対する協力の程度というような公共事業職員としての必須要件を判定して優位の人を残し、比較的下位の人を整理するという点に最大の根據を求めた次第である。特に重要なのは事業に対する協力の程度であつて、たゞ能力、知識の程度が高くても通信事業の正常な運営を阻害する行端に出たり、自ら行わなくとも、これを共謀したり、そゝのかしたり、あおつたりして同様の結果を招くと認められるような者は、この要件に該するものがあるといわねばならぬ。

併しそう多數局所内中には情況により職員中に前述した方法によつては優劣をつけ難い場合も豫想せらるるので、この場合に於ては勤続年数短く勤務成績良好でない者をも整理の対象とした次第である。

次に行政整理の軍位と人員配置の調整についてあるが、終戦後の軍閥保よりの復員、外地通信閥保職員の受け入れ、占領地派遣要員の復帰及び集中排除法若しくは独占禁止法等の措置による閥保會社職員の受け入等により郵政省及び電気通信省の職員の配置は地域的に又は職場軍位毎に必ずしも適正に配置すべきしないのである。従つて行政整理の軍位は職場別或は地域別に在つており、一應各軍位毎に定員を配置し、その定員まで現在員を減少することを目標にするのであるが、劃一的にこれを强行するヒキは或る職場又は地域では相当の優秀者まで被整理者となり、他の職場又は地域ではそれより程度の低い者が残ると

ハラハラ不均衡を生ずる虞れもある。そこで職員の人格、知識、肉体的適應性並に業務等に対する経験及び協力の程度の優劣を認定し同一程度の者はなるべく各職場ごとに均しく残り、又は整理されるよう廣く各郵政局、各電気通信局につき、又々管内を通じて被整理者の調整を実施することとしているのである。たゞ各職場毎に業務の進行確保上整理実施後に於ても最次の必要限度の人員は配置する必要があるが、配置轉換が完全に行はれない現下の客觀的社會情勢の下にあつては被整理者に若干の不公平が生ずることは已むを得ない。

七、長期休養者についてはそれぞれ事業に於ける在職年数を考慮し、事業に長く在職した者についてはなるべく長期に亘つて休養せしめ健康回復の上速かに事業に復帰して職務に精勵せられることを衷心より切望すると共に、結核による休養者につきも國家の結核対策の観点より極力とり擁護をはかり、整理の対象とすべき者につきも希望により休職の取扱をなしにせんじて療養費に当らるるよう措置した次第である。

八、最後に今回整理対象となつた人々中、最も優秀な事業のため何とか残つて欲しい人が多數ある事であるが、これらの人は通信事業から永久に解職される事なく、いわば一時の解職とも言ふべきものであつて、今後二年間缺員補充との他の理由によつて新たに部外に人を求める時は資格要件の優位な者より優先して採用する方針である。

なお、今度の行政整理によつて不幸整理対象となられた方々には衷心より同情に堪えたいが、政府としても積極的に各種の方策を講じ、その窮状打開に協力したいと念願している次第であるから、この専門局の意があるところを諒とせられたいたいである。

以上。